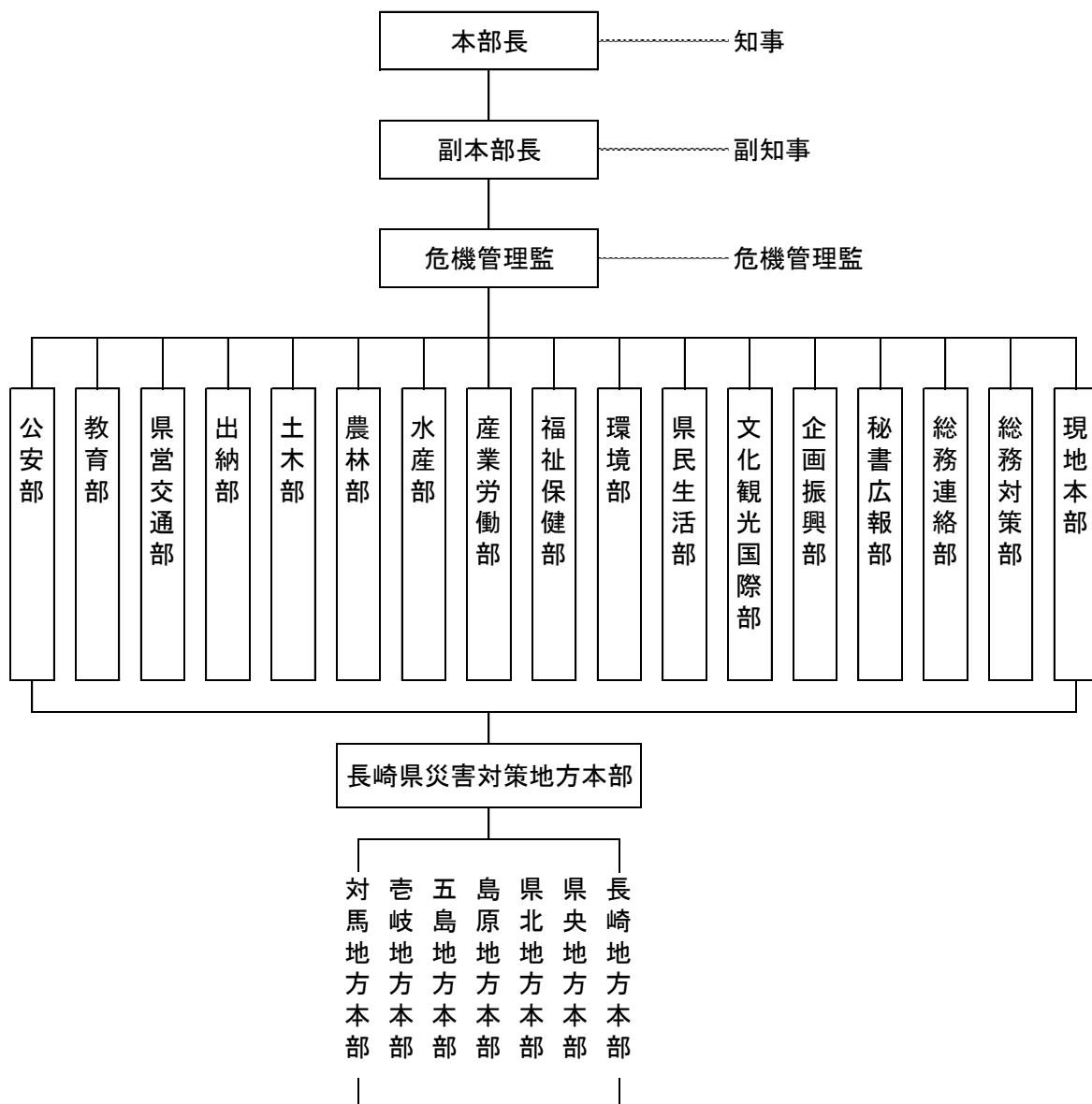


第2章 組織・推進体制

1 組織体制・指示命令系統

(1) 長崎県災害対策本部

- 県は、県内に震度5弱以上の地震が発生し、あるいは県内に津波警報（津波・大津波）が発表されたときは、長崎県災害対策本部を設置する。
- その他の災害についても県は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、必要に応じ災害対策本部を設置して事態に対処する。



出典：「長崎県地域防災計画」資料編

図1-2-1-1 長崎県災害対策本部組織図

(2) 災害廃棄物対策における県組織の構成

- 県地域防災計画において、災害廃棄物対策については廃棄物対策課が所管することとされていることから、庁内に同課を中心とした関係各課で構成する組織（チーム）を設置する。
- 平常時から災害廃棄物の適切な処理に係る検討等を行い、災害発生時には、災害廃棄物の発生・処理に係る情報収集、広域的処理に係る市町等との調整、現場での適正処理等に係る指導を行う。
- 発災後は、仮置場や仮設の中間処理施設の設置において、設計審査等の事務も想定されることから、一般事務職員、衛生部門の技術職員並びに土木技術職員の配置が必要となる。
- なお、熊本地震の際、熊本県では、循環型社会推進課内に「災害廃棄物処理支援室」を設置し災害廃棄物の処理を行っている。

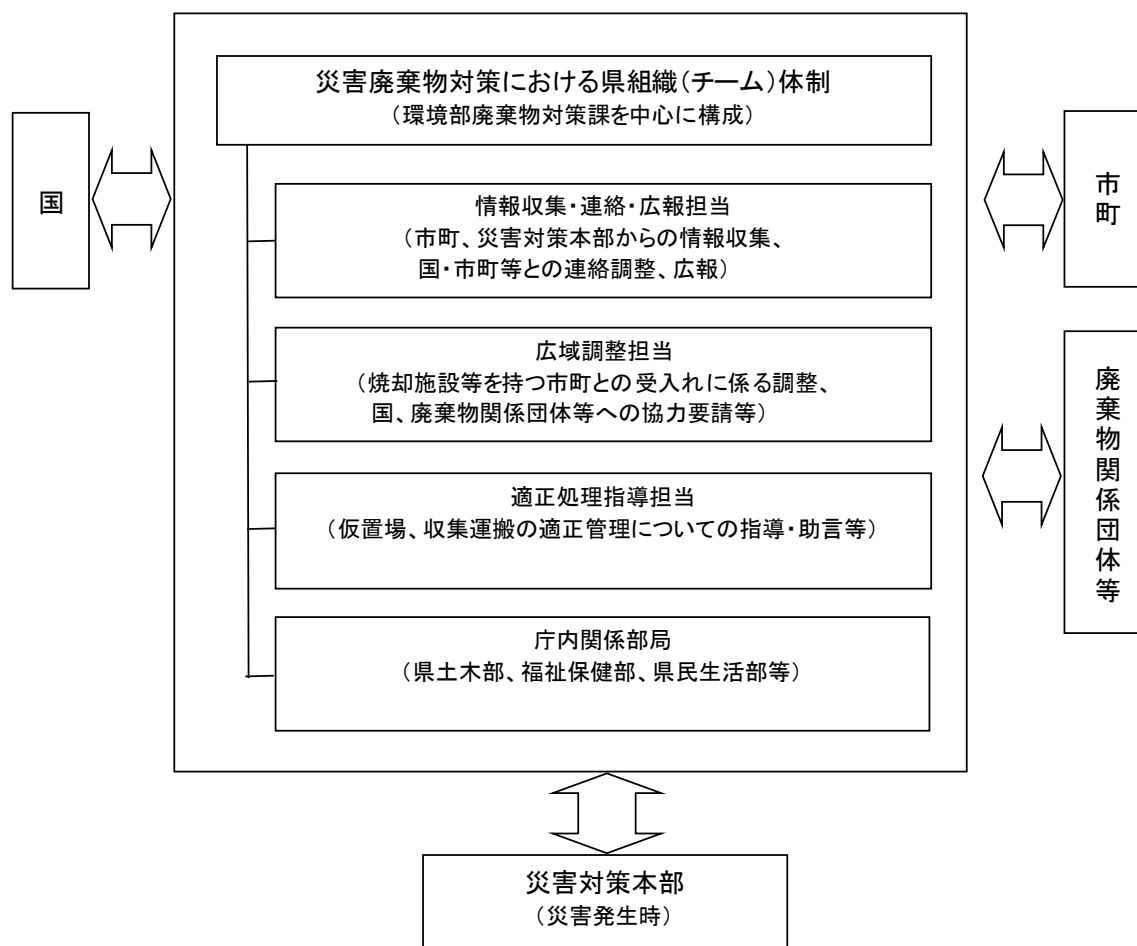


図1-2-1-2 災害廃棄物対策における県組織（チーム）体制

2 情報収集・連絡

(1) 県災害対策本部との連絡及び収集する情報

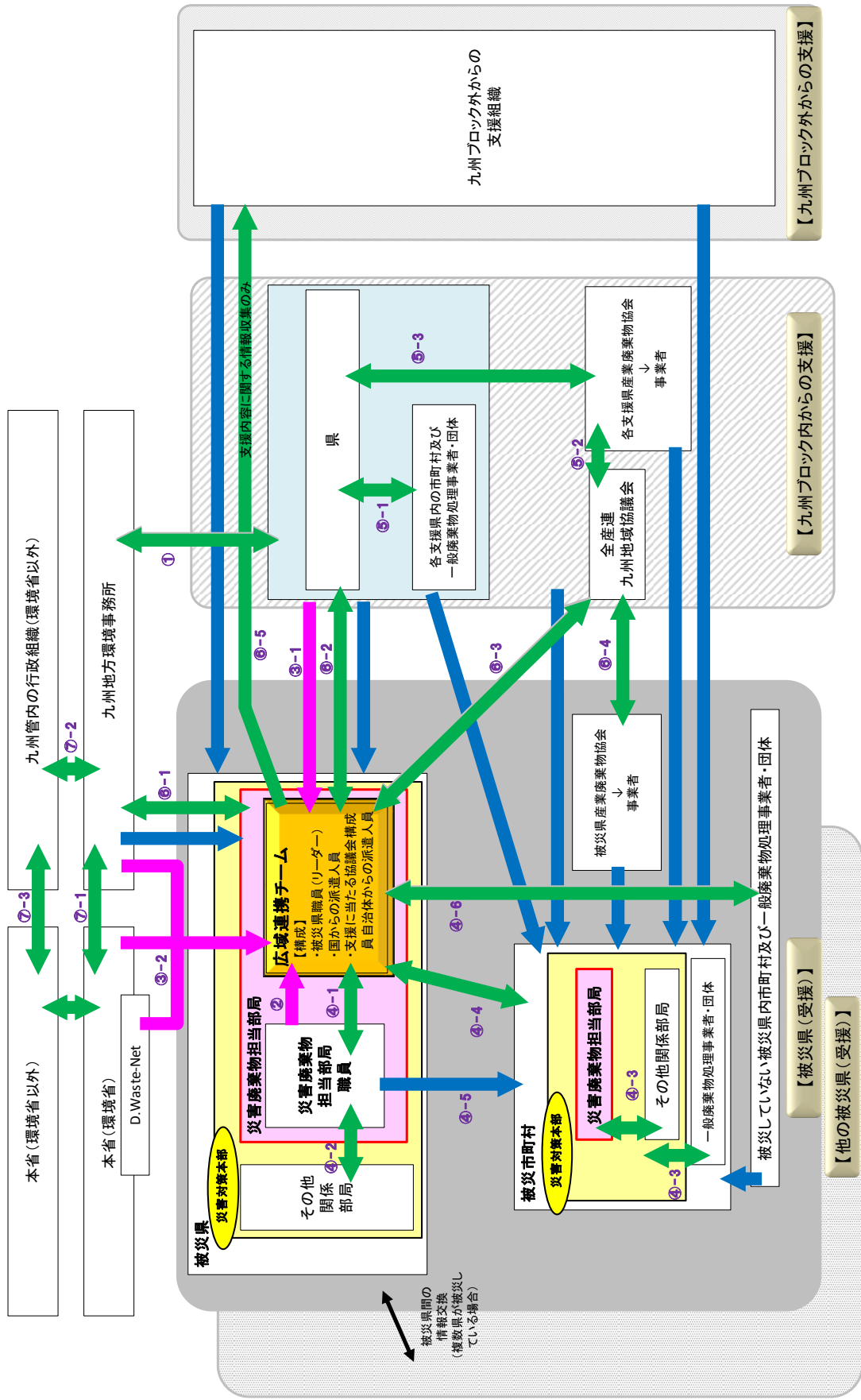
- 災害廃棄物対策における県組織は、災害対策本部から必要な情報を収集するとともに、収集した情報は、組織内において情報共有し、関係者に周知する。

表1-2-2-1 災害対策本部から収集する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
指定避難所と避難者数の把握	・ 指定避難所名 ・ 各指定避難所の避難者数 ・ 各指定避難所の仮設トイレ数	・ トイレ不足数把握 ・ 生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被害状況の把握	・ 各市町の建物の全壊及び半壊棟数 ・ 各市町の建物の焼失棟数	・ 要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道の被害及び復旧状況の把握	・ 水道施設の被害状況 ・ 断水（水道被害）の状況と復旧の見通し ・ 下水処理施設の被災状況	・ インフラの状況把握 ・ し尿処理施設の活用
道路・橋梁の被害の把握	・ 被害状況と開通見通し	・ 廃棄物の収集運搬 ・ 体制への影響把握 ・ 仮置場、運搬ルートの把握

(2) 国、近隣各県等との連絡網

- 災害廃棄物対策における県組織は、国（環境省、九州地方環境事務所等）及び市町、民間関係団体等と平時から定期的に連絡をとるとともに、災害発生時の情報収集や支援体制について協議を進める。
- 九州内で大規模災害が発生し、県単独では処理が困難な場合は、九州地方環境事務所が策定した「大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づき、広域連携チームを立ち上げ、被災していない県からの支援を受け、九州ブロックを挙げて災害廃棄物処理に当たる。



出典：大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画（平成29年6月）

図 1-2-2-2 九州ブロック内連携を行う場合の災害廃棄物処理に関する体制例（簡略図）

(3) 市町との連絡及び収集する情報

- 県は、状況を把握するとともに広域的な調整を検討するため、市町から必要な情報を収集する。発災後、県は可能な限り速やかに市町等から被災状況に関する情報収集を行う。
- 県は、廃棄物処理施設の被災状況や仮置場の状況について整理し、優先的な処理が求められる腐敗性廃棄物や有害廃棄物については、特に優先的に情報収集を行う。

表1-2-2-3 被災市町から収集する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物の発生状況	・ 災害廃棄物の種類と量 ・ 必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	・ 被災状況 ・ 復旧見通し ・ 必要な支援	
仮置場整備状況	・ 仮置場の位置と規模 ・ 必要資材の調達状況	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・ 腐敗性廃棄物の種類と処理状況 ・ 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」に加筆

※連絡体制（国、県、関係団体、市町担当窓口等）は資料編に記載

3 協力・支援体制

(1) 市町、他都道府県及び国との協力・支援

- 県は、災害廃棄物の広域処理に関し、支援及び被支援自治体からの問合せに対応できる窓口としての調整機能を果たす。
- 県は、「大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画」や「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」に基づき、職員派遣などの人的支援、被災県における被災状況の把握や必要な支援などを行う。
- 県が行う市町、他都道府県及び国との協力・支援の内容は、表1-2-3-1の事項を想定している。
- 県は、災害の状況によっては、環境省の専門家チームであるD. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用する。

※D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

D. Waste-Netとは、災害廃棄物対策を行う自治体を支援するため、環境省が平成27年9月に発足させたネットワーク組織であり、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等が構成メンバーとなっている。

表1-2-3-1 市町、他都道府県、国との協力・支援内容

相手方	協力・支援内容
市町	・被災市町内での処理が不可能な場合、県内の被災していない、又は被災の程度の軽い市町への応援要請を行う。
他都道府県	・協定締結する際、支援を受ける人材、資材等を取決め、移動ルートの確保、受入体制の整備も検討する。 ・県内の災害廃棄物の発生量及び県内処理施設での処理可能量等を把握し、あらかじめ締結する災害協定等に基づき、必要な支援等について要請する。
国	・県外での広域処理が必要な場合、災害廃棄物の発生量に応じた広域処理必要量、廃棄物の種類等の基礎状況を把握し、国と調整する。 ・広域処理量等の情報を収集し、処理の進捗管理を国に報告する。

(2) 民間事業者の協力

- 県は、下記民間3団体と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しているが、災害発生に備え万全を期すため、他の建設事業者団体、廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを検討する。
- 市町は、建設事業者団体、廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを検討する。

「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」

相手方：一般社団法人長崎県産業廃棄物協会

長崎県環境整備事業協同組合

長崎県環境保全協会

締結日：平成23年6月30日

※災害協定書の全文は、資料編に記載

(3) 自衛隊・警察・消防との連携

- 県及び市町は、発災初動期における迅速な人命救助のため、道路上の災害廃棄物の撤去等に係る自衛隊や警察、消防との連携方法等について検討する。
- 自衛隊・警察・消防との連携に当たっては、人命救助やライフライン確保のための災害廃棄物の撤去対策、思い出の品の保管対策、貴重品等の搬送・保管対策、不法投棄の防止対策、二次災害の防止対策等に留意する。

4 人材育成及び教育訓練

- 発災後速やかに災害廃棄物を処理するためには、災害廃棄物に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平常時から災害マネジメント能力の維持・向上を図る必要がある。
- 県では、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者をリストアップし継続的に更新する。
- 事業者団体やリストアップされた実務経験者以外も対象として、定期的に講習会・研修会等に関する情報発信を行い、能力維持・向上に努める。

5 県民への啓発・広報

- 発生した災害廃棄物の適正な処理を進めるに当たっては、住民の理解が不可欠であり、市町及び県においては、災害廃棄物を持ち込める場所や分別についての情報を的確に伝えることが重要である。
- 災害時は、便乗ごみ（災害廃棄物の回収に便乗した災害とは関係のないごみなど）の排出や不法投棄、野焼き等の不適正な処理が懸念される。このため、市町及び県は、災害廃棄物の再資源化のための分別方法や粗大ごみ・腐敗性廃棄物の排出方法などをあらかじめ検討しておき、日頃から啓発を行うとともに、災害時には、各種の情報伝達手段（掲示板の貼り出し、ホームページ、マスコミ報道、SNS等）により迅速に災害廃棄物の処理に関する情報を住民に広報する。

表1-2-5-1 対応時期ごとの発信方法と発信内容

対応時期	発信方法	発信内容
災害初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼り出し ・自治体のホームページ ・マスコミ報道（基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容） 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害・危険物の取扱い ・生活ごみやし尿及び浄化槽汚泥等の収集体制 ・問合せ先等
災害廃棄物の撤去・処理開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・広報宣伝車 ・防災行政無線 ・回覧板 ・自治体や避難所での説明会 ・コミュニティFM 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場への搬入 ・被災自動車等の確認 ・被災家屋の取扱い ・倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報（対象物、場所、期間、手続き等）等
処理ライン確定～本格稼働時	<ul style="list-style-type: none"> ・災害初動期、災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の処理フロー、処理・処分先等の最新情報等

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」に加筆